資料１

白井市行政経営改革審議会委員名簿（案）

任期：令和３年３月26日～令和６年３月25日

	氏　　名	区　分	備　　考（主な役職等）
委　員 （継続）	坂野　喜隆	学識経験者 （前 会長）	行政学の研究者 流通経済大学　法学部　准教授
委　員 （継続）	宗和　暢之	学識経験者 （前 副会長）	政策コンサルタント 監査法人トーマツ　パートナー
委　員 （継続）	岩井　義和	学識経験者	自治体広報の研究者 日本大学　法学部　准教授
委　員 （新規）	太田　高史	市　民	公　募 （審議会等公募委員登録者名簿）
委　員 （新規）	今　久美子	市　民	公　募 （審議会等公募委員登録者名簿）
委　員 （新規）	大江　啓	市　民	公　募
委　員 （新規）	髙橋　友幸	市　民	公　募
委　員 （新規）	山田　愛	市　民	公　募

資料２

議題１　行政経営改革審議会の役割について

１　行政経営改革審議会について

(1) 設置目的

- 白井市行政経営改革審議会（以下「行政経営改革審議会」といいます。）は、行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議するために設置された附属機関です。
- 附属機関とは、市民や学識経験者等で構成され、白井市の事務における必要な調停、審査、諮問に対する審議、調査等を行うため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づいて設置される組織をいいます。
- 行政経営改革審議会の役割や内容は、白井市附属機関条例別表（資料３）及び白井市行政経営改革審議会要綱（資料４）において規定されています。

(2) 所掌事務

- 行政経営改革審議会は、市長の諮問に応じて、行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議し、答申します。
- また、行政経営改革について市長に意見を述べることができます。
- 市長は、行政経営改革審議会の答申や意見をもとに、判断し、計画や推進に関することについて決定します。

(3) 委員

- 行政経営改革審議会は、３名の学識経験を有する者（以下「学識経験者」といいます。）と、５名の市民の計８名によって組織されています。
- 学識経験者の委員については、行政学・財政学・経営学・会計学等の研究者、政策コンサルタントに委嘱しています。
- 市民の委員については、公募により選出しています。
- 市は、専門家の視点や生活者としての市民の視点など、多様な視点により調査審議していただくことを期待しています。
- 委員の任期は３年間で、任期中は、白井市の非常勤特別職となります。

(4) 会議

- 行政経営改革審議会の運営に際しては、会長及び副会長の役職を置き、委員の互選によって定めます。会長は行政経営改革審議会を代表し、副会長は会長を補佐します。
- また、行政経営改革審議会は、会長が招集し、過半数の委員の出席で成立します。また、議事は出席委員の過半数で決定します。
- 会議は、原則公開とし、必要に応じて、委員以外の出席を求め意見及び説明を聴くことができます。

２　行政経営改革審議会の役割について（諮問事項）

- 市は、将来像を「ときめきと　みどりあふれる　快活都市」と定め、その実現を目指し、第５次総合計画（平成２８年度から令和７年度まで）を策定しています。
- 総合計画は、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画であり、長期的なまちづくりの方向性を示すための指針です。
- 市は、この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本指針である「行政経営指針」を定めるとともに、行政経営に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するための「行政経営改革実施計画」を定めています。
- 現行の行政経営改革実施計画の計画期間は、平成３０年度から令和２年度までの３年間の計画で、次期行政経営改革実施計画の計画期間は、総合計画後期基本期計画と同一の期間である令和３年度から令和７年度までの５年間としていたところです。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、次期行政経営改革実施計画の策定時期を１年間遅らせ、現行の行政経営改革実施計画の計画期間を令和３年度まで１年間延長したことから、次期行政経営改革実施計画の計画期間は、令和４年度から令和７年度までの４年間となっています。
- 行政経営改革審議会には、この次期行政経営改革実施計画の策定及び改定に関して、調査審議をお願いするとともに、計画策定後は、計画の推進のため、市が行う行政経営改革実施計画の進捗状況の報告について、提案や助言をお願いいたします。

●行政経営改革の体系

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い策定時期を１年間遅らせたことから、現行の行政経営改革実施計画の計画期間を令和３年度まで１年間延長しています。

資料３

白井市附属機関条例

平成２４年１２月２８日条例第２４号

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第３条　会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

２　会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（委員の委嘱等）

第４条　委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（専門委員等）

第５条　前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

２　専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

３　専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会議）

第６条　附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第７条　附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（略）

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

（略）

別表（第２条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長		（略）				
	白井市行政経営改革審議会	(1)　行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。 (2)　行政経営改革について市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1)　学識経験を有する者 (2)　市民	８人以内	３年

（略）

資料４

白井市行政経営改革審議会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、白井市附属機関条例（平成２４年条例第２４号）第１１条の規定により、白井市行政経営改革審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の担任する事務）

第２条　審議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。

⑵　行政経営改革について市長に意見を述べること。

（組織及び任期）

第３条　審議会は、委員８人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

２　委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

３　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集し、会長が議長になる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　委員の半数以上の者から具体的な事案を示して会長に対し招集の請求があったときは、会長は、審議会を招集しなければならない。

５　会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２９年４月７日から施行する。

附則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月２２日から施行する。

別表（第３条第２項関係）

委員の構成	委員の定数	備考
学識経験を有する者	３人以内	行政学・財政学・経営学・会計学等の研究者、政策コンサルタント　など
市民	５人以内	自薦による公募委員　半数程度 無作為抽出による名簿からの公募委員　半数程度

資料５

議題２　これまでの市の行政経営改革の取組みについて

（１）行政改革の取組み（昭和６０年度～平成２７年度）

・ 市は、昭和６１年１月に「第１次行政改革大綱」を策定して以降、「第４次行政改革大綱」までの期間、経営資源（ヒト、モノ、カネ）の配分や事業の見直しなどにより継続して行政改革に取り組んできました。

・ この間、事業の見直しや職員定数の削減、指定管理者制度の導入、学校給食調理業務などの民間委託、ＮＰＯなどとの協働事業を進め、その結果、平成８年度から平成２７年度までの２０年間の行政改革による効果額の総額は、約３６億円になり、一定の成果をあげてきました。

【主な行政改革の取組み成果例】

取組み項目	成果
職員定数の削減	439 人（平成 15 年）から 413 人（平成 27 年）へ
指定管理者制度の導入	白井駅前センターなど 19 施設に導入
民間業務の委託	給食調理業務、国保窓口業務など民間業務委託
学校の統廃合	白井第一小学校東分校、白井第二小学校平塚分校の廃校
職員手当の見直し	各種職員手当の減額、廃止
市民との協働	35 箇所の都市公園の管理委託

（２）行政経営改革の取組み（平成２７年度～）

①　行政経営指針（平成２９年度～令和７年度）

・ 市は、長期間、行政改革に取り組んできたため、これまでの考え方や手法では見直しの余地が少なくなっています。また、今後直面する人口減少や高齢化の進行に伴う歳入の縮小と社会保障費の増加が見込まれる中で、公共施設等の老朽化による維持管理費が増加することで、歳出の増加が見込まれることから、市の財政状況は更に厳しくなることが予想されます。

・ これらの今までに経験したことのない課題に市が対応するためには、今までの行政改革の取組みだけでは限界に達しています。このため、これまで以上に民間の優れた経営理念や手法を積極的に取り入れながら、成果に重点を置いて、市民にとって最適な施策・事業を選択していく行政経営の視点から改革に取り組む必要があります。

・ そこで、市は、総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進するための基本指針である「行政経営指針」を平成２７年度から２年間かけて検討し、平成２８年度に策定しました。

・ 行政経営指針は、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実感できることを目的とするもので、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の３つの基本方針を定め、基本方針の下に項目を設けた上で、それぞれ合計３８の取組項目を設けています。

【行政経営指針】

(1) 計画期間　平成２９年度から令和７年度（9 年間）

(2) 目標数値

年度	経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高
平成 27 年度	88.6%	2,305,947,756 円	16,585,379,000 円
平成 32 年度	90%以下	20 億円以上	200 億円以下
令和　7 年度	90%以下	20 億円以上	190 億円以下

※目標年度は、平成 27 年度（決算ベース）を基準年度として、第 5 次総合計画の前期基本計画と後期基本計画の最終年度としています。

②　行政経営改革実施計画（平成３０年度～令和３年度）

・ 市は、行政経営指針で定めた３８の取組項目を達成するため、それぞれの取組項目に更に具体的な取組項目を位置付けた行政経営改革実施計画を平成２９年度に策定しました。

・ 市は、行政経営改革実施計画の取組項目を着実に実施することで、行政経営指針の取組項目を実現し、行政経営改革を進めています。

・ 行政経営改革実施計画の計画期間は、平成３０（２０１８）年度から令和２（２０２０）年度までの３年間とし、計画期間終了後は、令和７（２０２５）年度までの「新たな行政経営改革実施計画」を策定し、実施することとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新たな行政経営改革実施計画の策定を１年間遅らせたことから、令和３年度までの４年間の計画となっています。

・ 行政経営改革実施計画は、これまでの行政改革の計画のように財政上の効果額のみを目標や効果とするものではなく、「財政上の効果額が見込める取組項目」と行政サービスの向上や市民参加の充実などの「財政上の効果額は見込めないが、市民のメリットや市の業務の効率性が見込める取組項目」によって構成されています。（財政上の効果額　約１億７，０６８万円）

③　財政健全化の取組（平成３０年度～令和１２年度）

・ 平成３０（２０１８）年度の当初予算は、財源不足により財政調整基金の取り崩し額を前年度より１億５千万円以上増やす大変厳しい予算編成となりました。その結果、予定していた小中学校のエアコン設置については、事業実施後も維持管理費等の経費を要することから、第５次総合計画後期実施計画に位置付けたうえで財源等の見通しを立てて実施することとし、平成３０（２０１８）年度の事業着手を見送りました。

・ 今後も市では公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の増加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第５次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間には乖離が生じています。

・　そこで、計画的かつ持続可能な行財政運営を進めるうえで今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、かつ、小中学校のエアコン設置を考慮して財政推計を見直すこととしました。なお、小中学校のエアコン設置については、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策が緊急の課題であることを考慮し、平成３１（２０１９）年度に全小中学校の普通教室にエアコンを設置し、稼働する想定で財政推計をしています。

・　また、第５次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間の差は主に歳出の義務的経費増大によることから、財政推計の見直しと併せて、「財政健全化の取組」を平成３０年８月に策定しました。

・　なお、「財政健全化の取組」は、行政経営指針や行政経営改革実施計画などのように市民参加を経て策定したものではないことから、市民に負担を求める取組みについては、必要性をしっかりと市民に対して説明し、理解を得ながら進めていくものです。

資料６

議題３　行政経営改革実施計画の策定について

１　次期行政経営改革実施計画について

（１）計画の概要（基本的事項）

計画の目的や位置付けなどの計画の骨子は、基本的に現在の計画を踏襲

①役割と位置付け

・　白井市行政経営指針に基づいて、市の行政経営改革を着実に行うため、具体的な取組みの内容、時期、目標を明確にした計画。

②計画期間

４年間（令和４年度～令和７年度）

③進行管理

・　計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップとした行政経営戦略会議（市）が行う。

・　市は、行政経営改革実施計画の進捗状況を行政経営改革審議会に報告し、行政経営改革審議会から提案や助言を受ける。

・　市は、評価結果や提案・助言を踏まえ、計画の実施内容や目標、効果を適宜、見直しする。

（２）次期計画と現行計画との変更点　資料７

次期行政経営改革計画は、次の行政経営改革に関する取組項目で構成

①　「行政経営指針」で定める３８の取組項目から、総合計画及び他の計画・方針等に位置付けされていないもの並びに恒常的に課の業務として取り組むべきもの及び既に完了したものを除いたもの

②　「財政健全化の取組」に基づく取組項目（５項目）

③　行政経営改革の観点から、行政経営改革実施計画として新たに取り組むもの

（３）策定方法

・　市民参加（審議会及びパブリックコメント）による策定を行います。

・　市が計画案を作成し、計画案作成の進捗状況に併せて、行政経営改革審議会において、調査審議します。

・　計画案については、行政経営戦略会議で決定し、パブリックコメントを実施したうえで、決定します。

2　計画策定の進め方について

	市	行政経営改革審議会
3 月		第 1 回審議会　委嘱状交付式・諮問　　(3/26) 委員役割・市の行政経営改革・計画について
4 月	職員アイディア募集 計画イメージ作成 職員アイディアとりまとめ	第 2 回審議会　計画についての勉強会（4/23）
5 月	新たな取組項目の検討	・宿題（取組項目）依頼 委員アイディアとりまとめ
6 月		第 3 回審議会　新たな取組項目の検討
7 月		第 4 回審議会　新たな取組項目の検討
8 月	たたき台の作成・検討	審議会予備回　※第 3 回終了後に判断 （取組項目の更なる検討が必要な場合）
9 月		第 5 回審議会　計画たたき台の検討
10 月	計画素案の作成・決定	第 6 回審議会　計画たたき台の検討
11 月		第 7 回審議会　計画（素案）の決定・答申
12 月	行政経営戦略会議　計画(案)決定	
1 月	パブリックコメントの実施	
2 月	パブリックコメントの実施 計画決定	審議会予備回　※パブリックコメント後に判断 （計画の大幅な変更が必要な場合）

- 審議会は、新たな取組項目についての提案**【第 3･4 回】**を行うとともに、市が作成する次期行政経営改革実施計画のたたき台**【第 5･6 回】**や素案**【第 7 回】**といった計画全体について調査審議いただき、答申いただきます。
- 市は、審議会の審議結果を踏まえ、市長をトップとする庁内組織である行政経営戦略会議で計画（案）を決定し、市民に計画案を公表し、パブリックコメント（意見公募）を実施します。
- 市は、パブリックコメントの結果を踏まえ、計画として決定します。

（以下、パブリックコメントの結果、計画の大幅修正が必要な場合）

- 市は、審議会に修正計画（案）を示し、審議会は、計画（最終案）について調査審議し、市長に答申します。**【予備回】**
- 市は、審議会の答申を踏まえ、計画として決定します。

３　会議の開催について

（１）会議の日程調整・時間について

会議は以下の予定で実施予定です。

	開催予定時期	決定時期
第２回審議会	４月２３日（金）午後７時～	―
第３回審議会	６月中旬	第２回審議会
第４回審議会	７月中旬	
第５回審議会	９月中旬	第４回審議会
第６回審議会	１０月中旬	
第７回審議会	１１月下旬	第５回審議会

※計画策定の進捗状況より、会議回数を増減する場合があります。

（２）開催方法について

・　原則として白井市役所で行います。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大等の理由により市役所に集合することが困難な場合については、オンライン（Zoom）による開催を併用していきます。

資料７

次期行政経営改革実施計画に位置付ける取組項目

現行行政経営改革実施計画の 39 の取組項目（行政経営指針 38 取組項目+1 項目）

行政経営指針の取組項目		
基本方針1	1.市民参加の充実	①「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。
		②公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。
		③市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。
		④市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。
	2.地域コミュニティづくりの推進	①自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。
		②地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。
		③各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。
		小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。
	3.情報共有の徹底と可視化	①広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。
		②出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。
		③行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。
		④課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。
基本方針2	1.効率的な行政組織の構築	①行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。
		②突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。
		③ＩＣＴなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。
	2.多様な人材の育成と確保	①「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。
		②職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。
		③現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。
		④職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。
		⑤職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。
	3.財源の確保	①市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。
		②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。
		③次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。
		④羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道 16 号や国道 464 号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。
		⑤農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。
		⑥多様な収入確保策の検討 【行政経営改革実施計画の新規項目】
	4.歳出の抑制	①事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。
		②扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。
		③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。
	5.適材適所による事業主体の見直し	①市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。
		②事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。
	6.評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	①第 5 次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。
		②評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。
		③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。
		④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。
		⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。
基本方針3	1.公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化	①都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。
		②公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。
		③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。

総合計画・総合計画実施計画に位置付け（12 項目）

情報提供計画に位置付け（4 項目）

人材育成基本方針に位置付け（5 項目）

恒常に課の業務として取組む必要があるため、あえて計画に位置付けする必要がないもの（６項目）

取組項目完了（3 項目）

次期行政経営改革実施計画取組項目（14 項目+α）

「行政経営指針」の取組項目（8 項目）

「財政健全化の取組」の取組項目（5 項目）

（１）歳出削減のための取組
　ア　人件費等の削減
　イ　公共施設等のあり方の見直し
　ウ　事務事業の廃止や見直しによる経費削減
（２）歳入確保のための取組
　ア　財源の確保
　イ　受益者負担の適正化

行政経営改革実施計画独自の取組項目（1 項目）+新たな取組項目（α）